平成２６年（フ）第１１１号
京都府向日市寺戸町北前田20番地
破産者　株式会社京文右衛門
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１１号
兵庫県姫路市飯田１丁目160番地リバーイーストＫ　Ｂ101、旧住所岡山県倉敷市児島下の町２丁目９番37号
破産者　難波瑞暉次
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５９号
岡山市北区栢谷1509番地12
破産者　松村　行治
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８号
岡山県総社市井尻野333―３
破産者　イケガミスチール株式会社
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
福岡県八女市本町２番地の259
破産者　有限会社八女大鶴タクシー
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１０１号
埼玉県深谷市東方2029番地14
破産者　有限会社ヤコウ
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８０号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目10番地２　やさかハイツＢ棟１Ａ号
破産者　保科　和孝
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３６号
京都府亀岡市安町野々神21番地の１
破産者　株式会社八田建設
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
福岡県久留米市東合川６丁目３番５号
破産者　株式会社ジャパンキャスティング
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６１号
福岡県久留米市東合川６丁目３番５号
破産者　ダイユウライン株式会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１９３号
沖縄県うるま市字高江洲394番地６　２Ｆ
破産者　ＡＩＭ株式会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９１１号
北海道茅部郡森町字駒ケ岳491番地の１
破産者　有限会社丸久
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
千葉県印旛郡栄町麻生908番地１
破産者　有限会社稲垣工業所
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２１２号
千葉県印西市小林2464番地１　インフィニティ203号
破産者　宇田　浩子
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２２０号
千葉県白井市中276番地の１
破産者　幸良明日香
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２２４号
千葉県成田市飯田町177番地９（コスモハイツＣ101）
破産者　井野てい子（旧姓黒川）
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５７５９号
東京都中野区野方６―17―６　ＳＵＺＵＫＩビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区豊玉南２丁目21番10号
破産者　株式会社遠山企画
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０６６号
東京都練馬区豊玉南１―17―６―201、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉南２丁目８―３―202
破産者　遠山　　孝
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７２号
横浜市神奈川区山内町１番地　横浜中央市場内、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区山ノ内町１番地　横浜中央市場内
破産者　有限会社ジャストミート
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８０号
神奈川県平塚市宮松町11番９号
破産者　有限会社鈴木清工務店
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５１号
滋賀県高島市今津町北仰563番地20
破産者　株式会社アルファーウッドテック
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５９号
三重県鈴鹿市庄野共進１丁目４番15号
破産者　株式会社ｅ―ＬｉｆｅＤｅｓｉｇｎ
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部